特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県小城市教育委員会

公表日

令和7年3月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	就学援助に関する事務					
②事務の概要	就学援助は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に要する費用の援助を行うもので、児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずる恐れのある疫病で学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)で定めるもの(①トラコーマ及び結膜炎、②白癬、疥癬及び膿痂疹、③中耳炎、④慢性副鼻腔炎及びアデノイド、⑤齲歯、⑥寄生虫病(虫卵保有を含む。)にかかり、学校において治療の指示を受けた時は、その疾病の治療に要する費用について必要な援助を行う。					
③システムの名称	中間サーバシステム、就学援助システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
就学援助支給情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 40の 項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 63の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42の項、125の項、161の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	教育総務課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	教育総務課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

連絡先	教育総務課 TEL 0952-37-6130				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それ	ぞれ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	情報の 報又は	入手は対象者からの甲 住所を含む3情報によ	申請に基づき る照会を行	、一登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、特定個人 ・入手し、対象者からマイナンバーが得られない場合のみ4情 うこととしている。また、特定個人情報の入手から廃棄までのブ ・複数人で確認することからもリスク対策は十分であるといえ		

9. 監査				
実施の有無	[]自己点検	[O]内部監査 []]外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分に行っ 3) 十分に行っ		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は	重点項目評価を実施する	
[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ	れている	
判断の根拠	情報の入手は対象者からの申 報又は住所を含む3情報によ	るマイナンバー登録事務に係る横断的な 申請に基づき入手し、対象者からマイナン る照会を行うこととしている。また、特定個 面においても複数人で確認することからも	バーが得られない場合のみ4情 固人情報の入手から廃棄までのプ	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の変更	学校教育課	教育総務課	事後	機構改革
	担当部署の所属長の変更	学校教育課長 本村正信	教育総務課長 山口俊幸	事後	機構改革
平成28年1月1日	法令上の根拠の追加		行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律)	事後	
平成29年4月1日	担当部署 所属長の変更	教育総務課長 山口俊幸	教育総務課長 麻生義之	事後	
平成29年6月12日	評価書名の変更	学校保健安全法による医療に要する費用につい ての援助に関する事務 基礎項目評価書	就学援助に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成29年6月12日	1①事務の名称の変更	準要保護(就学援助)に関する事務	就学援助に関する事務	事前	
令和1年6月26日	I-3 法令上の根拠の変更	番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律)	事後	
令和1年6月26日	I -1-(2)	(照会の根拠)行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律 別	(提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二	事後	
令和2年12月17日	11 対象 1 数 1 1 の時占の計数	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年12月17日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年12月17日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年12月17日	I-1-(2) 事務の概要の変更	就学援助は、学校保健安全法(昭和33年法律第 26号)に基づき、経済的理由により就学が困難	就学援助は、学校保健安全法(昭和33年法律第 56号)に基づき、経済的理由により就学が闲難	事後	
令和2年12月17日	I-3 法令上の根拠の変更	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第	56号)に基づき、経済的理由により就学が困難 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律)	事後	
令和2年12月17日	I-4-(2) 法令上の根拠の変更	(提供の根拠)番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 38の項	事後	
令和2年12月17日	IV-6 情報提供ネットワークシステム	-	十分である	事後	
令和5年8月15日	I-3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
令和5年11月30日	I - 4-(2) 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 38の項	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 別表第二 38の項	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
	I-3 法令上の根拠の変更	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別	事後	
	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 別表第二 38の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条	事後	
	I-1-③ システムの名称	中間サーバシステム	中間サーバシステム、就学援助システム	事後	
	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
	11 32/3				